

## 電気需給約款変更のお知らせ

コープでんきの電気需給約款を 2022 年 4 月 1 日付で以下のとおり変更することをお知らせします。  
(基本料金および電力量料金に変更はございません)

### 1. 変更の対象となる約款

電気需給約款【低圧】 エフコープ生活協同組合

※ コープでんきは、コープ電力株式会社が供給する電力をエフコープ生活協同組合が取り次ぎ、お届けしている電気です。

### 2. 変更内容

| 条項番号                                 | 変更内容  | 変更理由                        |
|--------------------------------------|---|-----------------------------|
| 第 1 条                                | 九州電力株式会社→九州電力送配電株式会社                                  | 会社名の変更                      |
| 第 10 条 4.<br>第 11 条 4.<br>別紙① 1. (2) | 燃料費調整額を算出する際の<br>平均燃料価格の上限価格設定を廃止                     | 燃料価格の大幅かつ急激な<br>変動等が生じているため |
| 第 11 条 4. (4)                        | 「再エネ 100%メニュー」の環境価値代金を<br>1.43/kWh 円から 0.33 円/kWh に変更 | 非化石証書購入額の状況を<br>ふまえ、値下げします  |
| 第 45 条                               | 2021 年 4 月 1 日→2022 年 4 月 1 日                         | 約款の実施期日の変更                  |
| 別紙① 2. (2)                           | 単位 (円) の追加<br>離島平均燃料価格→離島基準単価                         | 字句の追加・修正                    |

※ 燃料費調整とは、火力発電の燃料である原油や石炭、液化天然ガス(LNG)の市況を毎月の電気料金に反映する仕組みです。電気事業者の経営環境の安定化をはかるため、毎月の燃料費調整単価に使用電力量を乗じた燃料費調整額を差し引いて、または加えて、計算します。

### 3. 変更後の料金適用

2022 年 5 月分のご請求より適用します。

※ 4 月検針期間中に契約を終了された場合においても、変更後の燃料費調整単価が適用されます。

### 4. 毎月の燃料費調整単価の確認方法

マイページのご請求情報またはご請求書にて、ご確認いただけます。

### 5. 変更後の電気需給約款の掲載先(2022 年 4 月 1 日以降)

URL : <https://www.coopdenryoku.jp/>

### 6. 本件に関するお問い合わせ先

コープ電力株式会社 TEL:092-947-9505 (平日 9:00~17:00) 担当: 福永、近藤

変更点につきましては、以下の新旧対照表をご参照ください。

以上

電気需給約款【低圧】 新旧対照表

| 変更前   | 変更後  |
|---|--|
| <p>第1条 適用</p> <p>1. エフコープ生活協同組合(以下「生協」と言います)は、コープ電力株式会社(以下「本小売電気事業者」と言います)が供給する電気の取次ぎを行っており、この電気需給約款(以下「本約款」と言います)は、生協に「コープでんき 利用申込書」(以下「本申込書」と言います)を提出していただいた生協組合員(以下「組合員」と言います)に対して、一般送配電事業者である<b>九州電力株式会社</b>(以下「一般送配電事業者」と言います)が定める託送供給等約款に定める託送供給により、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県(ただし、一般送配電事業者が定める離島は除きます)の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。</p> | <p>第1条 適用</p> <p>1. エフコープ生活協同組合(以下「生協」と言います)は、コープ電力株式会社(以下「本小売電気事業者」と言います)が供給する電気の取次ぎを行っており、この電気需給約款(以下「本約款」と言います)は、生協に「コープでんき 利用申込書」(以下「本申込書」と言います)を提出していただいた生協組合員(以下「組合員」と言います)に対して、一般送配電事業者である<b>九州電力送配電株式会社</b>(以下「一般送配電事業者」と言います)が定める託送供給等約款に定める託送供給により、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県(ただし、一般送配電事業者が定める離島は除きます)の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。</p> |
| <p>第10条 きほんメニュー</p> <p>4. 料金(消費税等相当額を含みます。)</p> <p>料金は、以下の表に定める基本料金、電力量料金および別紙②に記載の方法によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金<b>の合計とします。ただし、別紙①1.(1)によって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別紙①1.(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙①1.(1)によって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別紙①1.(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、</b></p>   | <p>第10条 きほんメニュー</p> <p>4. 料金(消費税等相当額を含みます。)</p> <p>料金は、以下の表に定める基本料金、電力量料金および別紙②に記載の方法によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金<b>に、別紙①3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたもの、または加えたものとし、</b></p>  |

|   |  |        |  |             |        |
|---|--|--------|--|-------------|--------|
| <p>第 11 条 再エネ 100%メニュー</p> <p>4. 料金（消費税等相当額を含みます。）</p> <p>料金は、以下の表に定める基本料金、電力量料金、環境価値料金および別紙②に記載の方法によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、別紙①1. (1) によって算定された平均燃料価格が 33,500 円を下回る場合は、別紙①1. (4) によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙①1. (1) によって算定された平均燃料価格が 33,500 円を上回る場合は、別紙①1. (4) によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(4) 環境価値料金</p> <p>再生可能エネルギー指定ありの非化石証書の購入費相当額として、1月の使用電力量によって算定します。</p> <table border="1" data-bbox="215 869 754 913"> <tr> <td>1kWh につき</td> <td>1.43 円</td> </tr> </table>   | 1kWh につき   | 1.43 円 | <p>第 11 条 再エネ 100%メニュー</p> <p>4. 料金（消費税等相当額を含みます。）</p> <p>料金は、以下の表に定める基本料金、電力量料金、環境価値料金および別紙②に記載の方法によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金に、別紙①3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたもの、または加えたものとします。</p> <p>(4) 環境価値料金</p> <p>再生可能エネルギー指定ありの非化石証書の購入費相当額として、1月の使用電力量によって算定します。</p> <table border="1" data-bbox="845 869 1385 913"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>0.33 円</td> </tr> </table> | 1 キロワット時につき | 0.33 円 |
| 1kWh につき  | 1.43 円   |        |  |             |        |
| 1 キロワット時につき   | 0.33 円   |        |  |             |        |
| <p>第 45 条 約款の実施期日</p> <p>約款は <u>2021 年 4 月 1 日</u> より適用するものとします。</p>  | <p>第 45 条 約款の実施期日</p> <p>約款は <u>2022 年 4 月 1 日</u> より適用するものとします。</p>   |        |  |             |        |
| <p>別紙① 燃料費調整</p> <p>1. 燃料調整単価</p> <p>(2) 燃料調整単価の算定</p> <p>燃料調整単価は、次の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、燃料調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>①1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 27,400 円を下回る場合</p> $\text{燃料調整単価} = (27,400 - \text{平均燃料価格}) \times (5) \text{ 基準単価} / 1,000$ <p>②1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 27,400 円を上回り、かつ基準価格 <b>41,100 円以下の場合</b></p> $\text{燃料調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400) \times (5) \text{ 基準単価} / 1,000$ <p>③1 キロリットル当たりの平均燃料価格が <b>41,100 円を上回る場合</b></p> <p><b>平均燃料価格は、41,100 円とします。</b></p> $\text{燃料調整単価} = (41,100 - 27,400) \times (5) \text{ 基準単価} / 1,000$ <p>2. 離島ユニバーサル調整単価</p> <p>(2) 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定</p> | <p>別紙① 燃料費調整</p> <p>1. 燃料調整単価</p> <p>(2) 燃料調整単価の算定</p> <p>燃料調整単価は、次の算式によって算定された値とします。</p> <p>なお、燃料調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>①1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 27,400 円を下回る場合</p> $\text{燃料調整単価} = (27,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times (4) \text{ 基準単価} / 1,000$ <p>②1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 27,400 円を上回る場合</p> $\text{燃料調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{ 円}) \times (4) \text{ 基準単価} / 1,000$ <p><b>&lt;削除&gt;</b></p> <p>2. 離島ユニバーサル調整単価</p> <p>(2) 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定</p> |        |  |             |        |

|  |  |
|--|--|
| <p>離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値とします。<br/>       なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>① 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合<br/>       離島ユニバーサルサービス調整単価 =<br/> <math>(52,500 - \text{離島平均燃料価格}) \times (4) \text{ 離島基準単価} / 1,000</math></p> <p>② 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 52,500 円を上回り、かつ、78,800 円以下の場合<br/>       離島ユニバーサルサービス調整単価 =<br/> <math>(\text{離島平均燃料価格} - 52,500) \times (4) \text{ 離島基準単価} / 1,000</math></p> <p>③ 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 78,800 円を上回る場合<br/>       離島平均燃料価格は、78,800 円とします。<br/>       離島ユニバーサルサービス調整単価 =<br/> <math>(78,800 - 52,500) \times (4) \text{ 離島平均燃料価格} / 1,000</math></p> | <p>離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値とします。<br/>       なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。</p> <p>① 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合<br/>       離島ユニバーサルサービス調整単価 =<br/> <math>(52,500 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times (4) \text{ 離島基準単価} / 1,000</math></p> <p>② 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 52,500 円を上回り、かつ、78,800 円以下の場合<br/>       離島ユニバーサルサービス調整単価 =<br/> <math>(\text{離島平均燃料価格} - 52,500 \text{ 円}) \times (4) \text{ 離島基準単価} / 1,000</math></p> <p>③ 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 78,800 円を上回る場合<br/>       離島平均燃料価格は、78,800 円とします。<br/>       離島ユニバーサルサービス調整単価 =<br/> <math>(78,800 \text{ 円} - 52,500 \text{ 円}) \times (4) \text{ 離島基準単価} / 1,000</math></p> |
|--|--|

以上